

免許番号	内共第三十八号	
漁業権者	高山市桐生町五丁目 190 番地 宮川漁業協同組合	
漁業の名称	あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いwana漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業、かじか漁業	
関係地区	高山市（平成十七年一月三十一日における大野郡丹生川村、清見村及び宮村並びに吉城郡国府町の区域に限る。）及び飛騨市（平成十六年一月三十一日における吉城郡古川町及び河合村の区域に限る。）	
行使制限統数	・夜川網	4 統
	・やな	3 統

漁場の位置及び区域

漁業の位置及び区域

基点第三十九号と点イとを結ぶ線から上流の宮川、基線第二十三号から下流の荒城川、基線第二十四号から下流の小八賀川、戸市川、殿川、黒内川、畦畑川、太江川、桐谷川、十三墓岐川、宮谷川、漆谷川、宇津江川、瓜巢川、脇谷川、糠塚川、川上川、高曾洞川、京塚谷川、牧谷川、今谷川、大櫛谷川、苔川、大八賀川、山口川、生井川、滝川、江名子川及び常泉寺川並びにそれらの支流川

基点第三十九号 飛騨市古川町野口さいの神四五四番地の一二の南端

基線第二十三号 高山市丹生川町柏原スサコと同市国府町宮地鞍測とに設置されたスサコ頭首工の上流端の線

基線第二十四号 高山市丹生川町新張西ヶ原地先と同市丹生川町下保保木地先とに設置された下切発電所えん堤の下流端の線

点 イ 基点第三十九号から二百七十度の線と宮川左岸との交点

